

文化審議会国語分科会（第47回）議事録

平成23年10月18日（火）
午後2時～3時40分
文部科学省・3F1特別会議室

〔出席者〕

（委員）林会長，西原副会長，阿辻，井田，井上，岩見，岩澤，内田，小山，嶋田，杉戸，関根，出久根，東倉，納屋，西澤，春原，山田各委員（計18名）
（文部科学省・文化庁）吉田文化庁次長，小松文化部長，舟橋国語課長，氏原主任国語調査官，小松課長補佐，鶴飼日本語教育専門官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第46回）議事録（案）
- 2 問題点整理小委員会で指摘された検討課題について
- 3-1 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第11期）の審議経過について
- 3-2 教材例集について（委員限り）
- 3-3 能力評価に関する基本的な考え方の論点整理
- 3-4 日本語教育コンテンツ共有化システム整備の基本的考え方
- 4-1 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管の経緯
- 4-2 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会の設置について
- 4-3 国語研究等小委員会の設置について
- 4-4 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会における検討の観点について
- 4-5 文化審議会国語分科会国語研究等小委員会における検討の観点について
- 4-6 今後の進め方
- 4-7 人間文化研究機構国立国語研究所の組織・業務に関する調査・検証について（委員配布）
- 4-8 人間文化研究機構国立国語研究所の組織・業務に関する調査・検証について（報告書）（委員配布）
- 5 平成24年度概算要求資料

〔参考資料〕

- 文化審議会国語分科会委員名簿

〔経過概要〕

- 1 開会に当たり，吉田文化庁次長から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 本年の8月31日付けで，砂川有里子委員が国語分科会の専門委員に就任したことが紹介された。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 事務局から配布資料2についての説明があり，質疑応答，意見交換が行われた。
- 6 西原副会長から配布資料3-1～3-4についての説明があり，質疑応答が行われた。
- 7 林分科会長及び事務局から配布資料4-1～4-8についての説明があり，質疑応答，意見

交換が行われた。

- 8 国語研究等小委員会のまとめについては、改めて国語分科会を開催することが時期的に難しいことから、問題点整理小委員会及び日本語教育小委員会における了承をもって国語分科会の了承とすることが確認された。
- 9 事務局から配布資料5の説明があり、質疑応答が行われた。
- 10 次回の国語分科会は、平成24年1月31日（火）午後2時～4時に開催すること、また、会場については改めて事務局から連絡することが確認された。
- 11 質疑応答及び意見交換における各委員の発言及び事務局からの説明等は、次のとおりである。

○林分科会長

それでは、議事に入らせていただきます。本日は今期2度目の国語分科会でございますので、問題点整理小委員会、日本語教育小委員会、国語研究等小委員会、それぞれの審議状況について御報告いただき、その後、それぞれの御報告について、意見交換をしたいと考えております。

早速ですが、報告に入らせていただきます。最初に、問題点整理小委員会の審議状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

それでは、お手元に配布されております資料2に基づいて御説明申し上げます。

配布資料2は表題にありますように、「問題点整理小委員会で指摘された検討課題について」というものです。これまで問題点整理小委員会は5回開かれておりますが、その中で今後検討していく必要があるだろうと指摘された課題をまとめたものが、この配布資料2でございます。

配布資料2の構成ですが、全体で9ページありまして、後ろのページを見ていただきますと、8ページ、9ページ、この部分は「付）」とありますように、第19期国語審議会報告「現代の国語をめぐる諸問題について」、これは平成5年6月に出了された報告でございます。今期は、先ほどからお話がありますように、どういう問題を今後取り上げていくべきかということで御議論いただいているわけですが、これまでに何度かこういう形で、どういうところに問題があるかを整理した期がございます。それが今見ていただきました8ページ、9ページにある平成5年の審議会報告「現代の国語をめぐる諸問題について」と、それから最近では平成17年2月に、これは文化審議会になってからですが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」ということで、やはりこういう御報告をまとめていただいております。ただ、平成17年のものは、敬語と漢字ということで絞った形で報告がまとめられております。問題点を整理する中で漢字の問題と敬語の問題が最も喫緊の課題であろうということで、非常に絞られた形で提案されたものでございます。一方、第19期国語審議会報告では、8ページ、9ページを見ていただきたいのですが、このような形で「1 言葉遣いに関すること」、「2 情報化への対応に関すること」、「3 国際社会への対応に関すること」、「4 国語の教育・研究に関すること」、「5 表記に関すること」と、五つの柱を立てまして、それぞれにどういった問題点があるのかということ整理していただいたわけです。

今期の問題点整理小委員会における議論は、国語審議会時代の第19期報告に近い位置付けになるのではないかと考えております。何かこの問題が特に重要だという形で課題を絞るというよりは、なるべく広く見渡して、現在どういう課題があるのか、どういう観点からそこを取り上げていくべきなのかということ整理していただくということで今期

の議論の中ではこの第19期の報告についても委員の皆様に見ていただきまして、これも頭に入れながら、どういう課題があるのかということについて、今、御意見を出していただいているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、ページの上の方に小さな字で注記してありますが、○、●、◎、◇、◆という記号を付して、それぞれの回の問題点整理小委員会で出された御意見を要約の形で載せております。

全体を見ていただきますと、「1 言葉遣い・コミュニケーションに関すること」、これが1ページ、2ページ、3ページと続きまして、4ページの真ん中辺りまででございます。ですから、これまでの問題点整理小委員会ではこの「1 言葉遣い・コミュニケーションに関すること」についての御意見が一番多く出ているということになります。それから、4ページの下の方に「4 常用漢字表・公用文に関すること」ということで、これがやはり4ページから7ページまで、3ページちょっとあります。ですから、今のところは言葉遣い・コミュニケーションに関することと、常用漢字表・公用文に関することについての御意見が中心になっています。「2 情報化・国際化への対応に関すること」、「3 国語の教育・研究に関すること」についてはまだ余り議論がなされていませんので、この辺りについては、今後議論していただく、それから「1 言葉遣い・コミュニケーションに関すること」と「4 常用漢字表・公用文に関すること」についても、特に1番目の課題、ここに関しては、実際に国語施策として取り組んでいくときには、どういう観点から取り組んでいくのかといった大きな問題があると思いますので、その辺りについても今後詰めていく必要があるだろうと思います。ただ、現時点ではこういう御意見が出ているということを見ていただくために整理した資料でございます。

全部読んでいけばいいんですが、時間もありませんので、主立ったところを御確認いただくという意味で、1ページ目から御覧いただきたいと思っております。

<言葉遣い・コミュニケーション全般>の、最初の○は、「具体的な指針になるような形が望ましい。日本語のコミュニケーションスタイルの中で伝わる日本語をどう教育したり、どう磨いていくか。それから、作文能力と話し言葉の能力、説明、説得の能力をどう育てていくかについても取り上げたい課題である。」とあります。二つ目の○は、「公の場で自分の考えを子供たちが表現できる力をどうやって持たせていくのかということが、今の社会、今後の社会にとって大きな問題である。」という御意見です。

それから●が真ん中辺りから下にありますがけれども、「記号的なものではなく、言葉の情的な面（言葉の持つ力）について議論したい。」とあります。ですから、言葉の論理的な面というよりは、情的な面について議論したいということでございます。その下に、「情報学の世界では、最近、コミュニケーションが非常に多様式になり、変化してきたと言われている。日本語は、話し言葉と書き言葉の境がなくなったことによって、急速に変化しつつあり、それが世代間のギャップを広げている。」ということで、話し言葉と書き言葉の境がなくなっているとの御指摘です。これはよく言われることですね。例えばメールなどの文章について、書き言葉なんだけれどもほとんどしゃべるような形で書いているといった御意見がよく聞かれます。

それから2ページに行きまして、<「分かりやすさ」に関連して>ということで、総会でも御意見を頂いたんですが、今回の震災をめぐって、情報の伝わり方がどうであったのかということがかなり議論になったと思っております。

そういう中で、分かりやすさというところが一つ大事な点としてあるのではないかとということで、最初の○につきましては、「分かりやすさという点では、聞いて分かる、読んで分かる、それと、学問的な正確さを期す場合と、行動決定のための判断のよりどころにする場合の分かりやすさ」、つまり分かりやすさというまとめた言い方ではなくて、それ

ぞれの分かりやすさというがあるので、そこをきちっと「分けて考える必要がある。」のではないかといた御意見です。

こういった御意見を受けて、下から三つ目の●ですけれども、「分かりやすさというのは、全ての日本語に一樣に当てはまるものではないのであって、何をどう伝えようかという目的によって決まってくる。その辺りを整理していく必要がある。将来の日本語の在り方にとっても、この分かりやすさがキーワードになろう。」ということで、分かりやすさをキーワードに、もう少し整理していく必要があるのではないかということです。

3ページに行きまして、今のキーワードという点で、一番上の●ですが、「社会全体で使う言葉についても、突き詰めていくと、分かりやすさが一番大事なキーワードになるのではないか。これからの国語政策にどういう項目が必要かを考えていくためにも、分かりやすさという角度が、その基礎になっていくと思う。」ということで、分かりやすさということをめぐるはかなり議論を重ねてきております。

それから「平明・的確・美しく・豊か」に関連して>ということで、最初の◎を見ていただくと、「平明，的確，美しく，豊か」を<平明，的確>と<美しく，豊か>という二つのグループに分けて相反するところがあるという見方をするよりも、この四つのバランスが取れていることが、日本語のあるべき姿であるという見方をするほうがいい。」となっています。

こういうふうに見てきますと、「平明，的確，美しく，豊か」というのがなぜ突然出てきたのかということになります。申し訳ございませんが、また、8ページに戻っていただいて、そこに1の「(1)適切な言葉遣い」とあります。19期の報告の中で適切な言葉遣いとして、「国語の表現は、平明，的確で，美しく，豊かなものであることが望ましい。目的と場合に応じた適切な言葉遣いや文章表現の在り方，いわゆる言葉の乱れやゆれなどの問題，発音上の諸問題等について検討する必要があるのではないか。」ということで、「国語の表現は平明，的確で，美しく，豊かなものであることが望ましい」という内容を受けて、しかもこの「平明，的確で，美しく，豊か」というのが19期で初めて出てくるわけではなくて、かなり遡りますが、昭和47年に「国語の教育の振興について」という建議が出ていまして、その中で「国語が平明で，的確で，美しく，豊かであることを望み」と言っているわけです。ですから、「平明，的確，美しく，豊か」であることが国語に求められる，望ましい姿として国語審議会の中では昭和47年以来引き継がれてきたということでもあります。

そういうことを踏まえて、3ページに戻っていただきますが、それではこの辺りをどう考えたらいいのかということで議論をしていただいた、その結果、<平明，的確>というグループと、<美しく，豊か>というグループに分けるよりは、全体のバランスを考えていく方がいいのではないかという御意見が出ております。

4ページに行きまして、「2 情報化・国際化への対応に関すること」と「3 国語の教育・研究に関すること」については、これからもう少し議論を詰めていくということですけれども、2の柱の一つ目の○は、総会で頂いた御意見がこういう形で記述されているということです。「情報弱者である外国人のことを視野に入れて、日本語のネイティブの人たちが、どういった日本語を使ったらいいか、(特に緊急時の情報発信)について検討できるといい。」、三つ目も総会での御意見ですが、「220万の外国人たちが住んでいて、日本語で、情報を得て暮らしていることを我々はもっと認識する必要がある。」とあります。この辺りも「分かりやすさ」の問題ということになるわけですが、そこに国際的な観点が加わってきているものと整理できると思います。

次の「4 常用漢字表・公用文に関すること」で申し上げますと、これは二つに分かれていまして、一つは<常用漢字表の手当てに関連して>ということです。これはどうい

ことかと申しますと、5ページ一番上の○を御覧ください。

実は、答申「改定常用漢字表」の基本的な考え方の中に、点線で囲ったところですが、「今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。」ということが書き込まれています。「改定常用漢字表」に対して、今後それをどうやってフォローしていくかという問題がございますので、問題点整理小委員会の中でも、それをどう具体化していくのかという観点からかなり議論を重ねました。その中で少し目立ったところを見ていきますと、点線で囲った下の◇のところですが、ここでは、常用漢字表を見直すということと同時に、「常用漢字表という大きな枠組みが出来上がったところで、これまでに出版された「同音の漢字による書きかえ」や「くぎり符号の使ひ方」等を有機的に関連付けて、「公用文作成の要領」の検討と連動するような形で見直せるといいのかなと感じている。」とあります。新しい常用漢字表ができたわけですが、それに関連するところで、区切り符号の使い方であるとか、同音の漢字の書き換えであるとか、この際、大きな枠組みが変わったわけですから、漢字の表記に関連するところをきちっと一度整理して、もう一度全体を見直していく必要があるのではないかという御意見が割と多く出ております。

それから5ページの下から四つ目の◆ですが、見直しに関しては「常用漢字表の見直しを考えていくには、5年とか10年とかでなく、かなりのスパンで漢字の使用状況を把握できるようなよりどころとなる指標があって、それによって状況を判断（見直しが必要かどうか）できるような形があると有り難いと思う。」とあります。その下には、「見直すにはやはりデータが必要である、見直しのための組織ができれば、どのようなデータが必要かというところから議論を積み上げていく必要がある。前回の経験」、これは今回の常用漢字表の見直しという経験のことです、これが「新鮮なうちに、そのための「たたき台」は作っておいた方がいいのではないか。」といった御意見が出ております。

6ページに移りまして、<法令・公用文書の在り方に関連して>。これに関して、まず一つ目の○ですけれども、「法令や公用文書の在り方のノウハウが提供されれば、一般の文書の在り方にも参考になると思う。そのノウハウの普及を考えていく必要はないか。」。二つ目の○は、「昭和27年に作成された「公用文作成の要領」を各分野で使える、分かりやすい文章の書き方の「たたき台のたたき台」のようなものとして改定することを考えたらどうか。」。

それから◇が次にあります。上から三つ目です。「広い意味での本当に基本的な日本語の正書法の基礎になるものとして、公用文の要領を改定したらいいと思う。」とあります。集中している意見は、「公用文作成の要領」については、昭和27年にできていますので、見直す必要があるだろうということです。その見直し観点として、公用文のためだけというよりは、今お読みしたように、一般の方が文章を書くときにも参考になるような性格を持った資料として見直しができるといいのではないかと御意見がかなり出ています。ただ、公用文と言っても、6ページ一番下の◇ですけれども、「公用文を見直すことは賛成であるが、法令が入るとなると、どういう対応ができるのかが心配である。」とあります。法令の場合には明治からの流れがありますので、公用文という形で一括して法令を含めていくのはなかなか難しいところがあるわけです。ですから、その辺りのことをどう考えていくのかという御指摘でございます。

それから7ページ一番上の◇です。公用文では、今申し上げた「公用文作成の要領」、これは、昭和27年に当時の内閣官房長官の依命通知によって出ているわけですが、その中に、左横書きの場合にはカンマ（,）と丸（。）を使うと書かれています。ですから、国語審議会、あるいは文化審議会国語分科会から出てくる文書は、この文書もそうですけれど

も、すべて読点がカンマになっております。これはこれにのっつて表記しているわけですが、その辺りの見直しをするのかどうかということも考えていく必要があるのではないかと思います。

それからその下に□で囲った部分、これは議論の中で、第4回問題点整理小委員会の際に「「公用文作成の要領」の見直しについては、重要な事項として今後（次年度以降）の審議対象とすること」を小委員会としての「了解事項とする。」としたものです。この「公用文作成の要領」、昭和27年以来これまでずっと続いていますので、かなり時代遅れになっている。「タイプライタの活用を期する……」なんていう記述もあるわけですね。今タイプライターを使っているところはほとんどないと思いますので、そういったことも含めて見直しをするのは非常に重要な事項だということが了解事項になっております。

さらに、見直しについては、◆の二つ目に「役所が庶民に対して見下げた意識で書いている文書が公用文だろうと考えると、まずそこから議論していかないと、分かりいいも分かりにくいもないと思う。この差別意識をなくさない限り、公用文の性格は定義もできないだろう。」と、かなり厳しい御意見ですが、そういう公用文を書く書き手の意識というところから検討していかないと、本当の意味での見直しはできないんじゃないかという御指摘でございます。

それから、さらに二つ下の◆、「公用文を最初から余り狭く定義しないで、大勢の人たちが読む文書というように広げて考えた上で見直しをしていくのがいいだろう。その方が出来上がったものが広い範囲で使ってもらえることになると思う。」これは、先ほど申し上げた、「公用文作成の要領」を見直すのであれば、見直した結果として出てくる新しい「公用文作成の要領」が、公用文だけではなくて一般の文書にも使えるようなものとして性格付けられるといいということと連動した御意見として出されています。

最後「5 その他」ということで、一つ目の◆では、「「国語に関する世論調査」の結果を発表するとき、この使い方はもう許容できるのではないかとか、使い方に世代の差が大きいので慎重に使う必要がある等の解説を付けるとか、文化庁としてのメッセージ性をもっと思い切って出したらどうか。」という御意見、そのすぐ下には、「これを調査して公表しているところに、既にメッセージ性があるのだと考える。なぜこの問いを選んだのかというところからして正にメッセージである。」とあります。この問いを選んで、こういう結果が出ていますと公表していること自体がもう既にメッセージ性があるのではないかと、こんな御意見も出ているということでございます。

以上でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について何か御質問、御意見があればお願いいたします。特に、国語施策として今後取り上げていく必要のある課題につきまして御意見が頂けたら大変有り難く思いますが、いかがでしょうか。

○岩見委員

それぞれ広範囲にわたっておまとめいただいているのでございますけれども、一つ既に議論されたのかもしれませんが、コミュニケーションの問題で、前提として外国人、日本人ということだけではなく、広く日本人の中でも現代の時代にあって多様性ということを踏まえて、分かりやすさということが出ていましたけれども、それに加えて相互に相手を尊重し合った対話を高めていくということを教育の中でも、コミュニケーションの在り方を、対話のスキルの育成を含めて、その重要性を訴えていくことが大変重要な課題であると思っております。非常にコミュニケーション不全で、殺人になったり、いろんなことが

現代の社会で起こっておりますので、その辺の観点から取り上げていただければと考えております。

○林分科会長

今日のこういう社会では非常に重要な御指摘だと思います。伺いました御意見はこれからも引き続き議論の中で重要な事項にしていきたいと思います。

○春原委員

たまたま昨日の朝、日本語教育学会の看護・介護の日本語ワーキンググループと、それからあと二つの団体で、厚生労働省に介護の国家試験の文章の見直しと試験の実施体制の見直しについての提言をしたところです。この配布資料2の1ページ目に、日本語は話し言葉と書き言葉の境がなくなってきたと書いてあるんですが、一方で、検定試験とか資格試験には非常に難解な表現、語彙が残っています。これから外国の人たちが一時滞在ではなく日本に長期、若しくは永住していくときに、資格を取ったり、様々な能力アップをするときに、こういう試験の日本語というのも公文書に準じる形で是非議論していただきたいと思います。

○山田委員

公用文についてなんですが、大筋、一般に使う部分との違いを減らすようにという観点が入っているかなと思うんですが、国語表記辞典と言うんですか、市販の辞書で、こういう言葉はどういうふうに書き表すかを調べるものですが、それを引くと、中に、一般的にはこう書けれども、公用文ではこう書くというのが余りにも多いような感じがするんですね。一般的にこうだというんだったら、一般的な方を公用文で使うのが当たり前じゃないか、逆に言うと、公用文で使っているのが一般的なんだという発想なんじゃないかと思うんですけども…。ですから、この御審議の方向性は間違っていないと思います。

○林分科会長

確かにいわゆる狭い意味でこれまで公用文と呼んできたものと、それからごく普通に、といってもある程度のフォーマリティーのあるレベルで使われる文書、その間にもかなり隔たりがありましたでしょうから、先ほどのこの意見の中にも、公用文といってもできるだけ広く捉えて、その在り方を考えていった方が皆さんの御参考になるんじゃないかということが意見として出ておりましたけれども、そういう方向で考えさせていただきたいと思っております。

○嶋田委員

先ほどのコミュニケーションに戻るんですが、1ページにも説明・説得の能力をどう育てるか、下から四つ目ですが、このようなことがいろいろ書いてあります。日本語教育ではそういうことを非常に熱心にやっております、例えば、いろんな大学から実習生が見えます。そこで例えば、OPIというのがありまして、オーラルプロフィシエンシーインタビュー(oral proficiency interview=インタビューによる会話能力判定試験)ですが、10段階できちんとクライテリア(criteria=基準)が決められていて、何ができるという判定基準があるんです。それを基にどう日本語を育てていけばいいのかということをやっています。

そういうことを見て、実習生の大学生が、私たちはこういう教育を受けていない、話し方は学んでいないということをする人が多いものですから、是非こういうことに関しても

日本語教育の知見を生かしていただき、一緒に何かやっていたらいいなと思います。やはり日本人のコミュニケーション能力、伝える力のなさということ、説得力よりも阿吽あうんの呼吸で分かり合うことが大切だとか、いろんなことが言われていますが、両方必要だと思うんですね。その辺りをもっと強化していく、そのときには是非日本語教育の知見をと思っております。

○林分科会長

先ほどの岩見委員の御意見とも関連するところがありまして、コミュニケーションといってもいろんな側面がございますね。こういう説得や説明ということも必要ですし、心の通うような、温かなコミュニケーションの態度も必要でございます。議論は非常に多面にわたると思っておりますので、おっしゃるようなそういう具体的な点につきましては、またいろいろ生かさせていただきながら問題点を深めていきたいと思っております。

なお、これは前回にも申し上げましたように、この分科会の委員は御自分の所属でない小委員会につきましても御案内を差し上げておまして、そこで御意見を伺うチャンスもございますので、また是非、折に触れて、そういうやり方も御利用いただければ有り難いと思っております。

いろいろ貴重な御指摘を頂戴いたしました。これらはまた小委員会に持ち帰りまして、そこでの議論に生かさせていただきたいと思っております。

それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。日本語教育小委員会の審議状況につきまして、日本語教育小委員会主査の西原副会長に御説明をお願いいたします。

○西原副会長

それでは、第11期日本語教育小委員会における審議内容について御説明いたします。

資料がかなり膨大でございますが、3-1から3-4になっております。順次御覧になりながら聞いていただければと思います。3-1は全体の審議内容でございます。そして、3-2から3-4が具体的な検討状況を示す資料になっております。

日本語教育小委員会の審議に入る前提として、日本に暮らす外国人が、少し減ったとは言いながら200万人いるということ、それから、その外国人が非常に多くの国や地域から来ていることとともに定住化が進んでいることがあると思っております。そういうことを考えますと、その方々の日本語に関しても、非常に多岐にわたるケアが必要なのだということを共通の認識として、この小委員会が出発しております。

そのために、日本各地に暮らす外国人の生活という側面を取り上げまして、「生活者としての外国人」、これは滞在形態がどのようなものであれ、皆さん、日本で生活の場面を持っているという意味で生活者としての外国人でございますから、その方々に対する日本語教育の在り方という観点から検討を行ってまいりました。

平成22年3月から23年2月までの第10期には、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について検討を行いまして、22年5月19日には各地で実践を行う際の基となります、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案を取りまとめました。23年の1月25日には、「生活者としての外国人」に対する日本語教育のカリキュラム案、5月19日には、「活用のためのガイドブック」を取りまとめしております。それらと並行して平成22年10月から、提案したカリキュラム案に基づく教材例の作成に取り組み、また、11月からは外国人の日本語の能力評価についての検討も開始しております。平成23年5月から始まりました第11期におきましても引き続き教材例集、能力評価について検討を行っております。また、各地の日本語教育機関や日本語教育団体その他が有している日本語教育に関する情報コンテンツの共有化を進めるシステムについても検討を行っ

ておりますので、本日は、それらの審議状況についても、まとめて説明させていただきます。

まず、先ほど申しました3-1の1から御覧いただきますと、教材例集なのですけれども、平成22年10月からその目的や構成について検討を開始し、本年1月から作成自体を開始しております。そのことにつきまして、資料3-2を御覧ください。先ほど申しましたように、「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、日本語を使って生活上の行為ができるようになり、地域社会に参加できるようになることを目的としております。「日本語教育」と言うと、日本語の仕組みを知識として学習してもらうことであると考え向きもまだ非常に多いとは思いますが、この「生活者としての外国人」に対する日本語教育は日本語を使って地域社会に参加し、コミュニケーションを日本語で取りながら地域の一人として、共に明日の日本を作っていくための日本語教育でございます。教材例集は、その教室活動において使用する教材の例を集めたものであります。これは飽くまで例でございまして、実際にはその地域の実情に合わせて工夫していただくことを想定しております。

また、今ここに3-2として示しておりますのは、冊子体になるはずのものをペーパーメディアでお示ししているわけですが、それだけではなくて、文化庁国語課のホームページにおきましてデータとしても提供し、各地の日本語教育支援者の方々が御自分のニーズに応じて使ってくださいを想定しております。この3-2でございまして、1ページ目に目次を掲げております。教材例集では「生活者としての外国人」の生活上の行為を、内容が偏らないような形で標準的なカリキュラム案から満遍なく取り上げようとしております。次のページを開けてくださいますと、これはカリキュラム案で提案し、また今年初めに出版したガイドブックでも書いてあることですが、この教材例集の目的について書いています。実際の教材例の内容でございまして、4ページを御覧いただきますと、そこから医療機関を利用するというのが始まっております。各教材の一番最初の部分で、どのように活用していただきたいか示しています。例えば、医療機関で治療を受けることを地域において教室で取り上げてくださるときに、まずイメージをつかみ、それから体験・行動を伴いながら教室活動を展開し、同時に、言葉や表現を日本語で分かるようにしてくださいということを書いた上で、この教材例の中で取り上げる生活上の行為の事例について書いております。それから教室活動の目標としては、病気やけがをしたとき、医療機関で治療を受けることができるようになることが目標ですよということを書いております。教室活動の目的としては、症状を伝えることができる、医者診察、指示が理解できる、それから病気への対処法、生活上の注意を尋ね、そして、病気への対処法、生活上の注意が理解できる、お風呂に入っていいですかとか、そんなようなことも含めて医者とのやり取りができるということを目標にして、生活上の行為が日本語でできること、基本的な日本語を知識として獲得するという方向の教室活動ということで、構成しております。また、これは、日本語教育全体の流れとしてもかなり新しい方向で、こういった活動中心の教材の扱いに慣れていない指導者がいることも十分想定されますので、14ページを開けていただきますと、指導ノートが付けてございます。これはボランティアの方々であれ、地方のコーディネーターの方であれ、プロの教師の方であれ、こういった考えの下に各教材例が作成されているのか、どのように活用してほしいのか、また、それらを地域の事情に応じてどのように手を加えてほしいのかということを書いております。これを、11月末をめどに完成するように鋭意作成中でございます。次回の国語分科会におきまして、成果の御報告ができるように頑張りたいと思っております。

次に、能力評価でございます。教材例の検討と並行して、能力評価についても検討を行っております。これが3-3の資料でございます。ただ、これは教材例に比べてスタート

も遅いことをごさいますし、学習者の能力を把握するということが、短絡的にテストに結び付くのではなくて、生活上の行為が日本語を用いてできるようになり、生活できるようになるというのが目的の日本語教育の実践でございしますので、そういうことに沿って能力評価を考える場合にどういことを検討していったらいいのかということの論点整理をしております。例えば、ヨーロッパのコミュニティーですとか、その他の国々の先例を見ていますと、このような能力評価が、移民の受入れを審議することに使われたりするような制度が発達している国もあるわけです。けれども、小委員会で考えている能力評価は飽くまでも生活上の行為ができるということを、学習を奨励すると申しますか、更なる日本語学習、あるいは日本語について知ることの動機付けになるような、日本社会で生活する上で、そのことができるようになることがある能力の指標になるような形で、社会がそれを認めていくようなことと考えるとプログラムを組み立てるといこととでございます。今ここにあります3-3は、論点整理でございすけれども、論点の1に、今、申し上げたようなことが書いてございます。学習者のための評価で総括的、診断的評価ではなくて、形成的評価がいいのではないかとということも含めて、どういった評価が求められているか、それを考えようというのが論点の1でございます。詳しいことは、アンダーラインが引いてございますので後ほど御覧いただければと思います。先ほど申しましたように、学習動機の維持とか、学習の奨励につながるようにするべきものだといこととがございます。

それから、誰が評価するのかといこととでございます。論点2ですけれども、例えば、ヨーロッパのCEFRという共通参照枠がございます。それから国際交流基金が日本語教育について最近「スタンダード」という同じような考え方の指標を出しておりますけれども、その中で自己評価というものが非常に大きな位置を占めております。自分で自分の能力を生活上の行為、例えば先ほど病院に行って診察が受けられるかといことに関して、自分がどの程度できるんだろうかといことを自分で判断できる能力、それも大切なことだと考えられるわけございまして、4ページに、自己評価及び他者評価の組合せを目指そうではないかといことと書いてございます。ただ、それをどのようにするかといことについては、まだきちんと決定、又は合意に達しているわけではございせん。

次に、何を評価するかでございすけれども、当小委員会といたしましては、標準的なカリキュラム案で取り上げている生活上の行為について、日本語を用いてどの程度できるようになったかを示す方向で、検討するといこととでございます。

それから、論点4、7ページは、どういった基準で評価するのかとい評価の枠についてです。生活上の行為に関する基準を作成するとい方向で検討を行っておりますが、具体的な基準等についてはまとめをこれから行っていくといこととでございます。10ページにあります評価の方法、手続といことについても今後検討を続ける予定でございす。

今、こういう論点の下に評価基準等の具体的な成果物の形についても検討を開始したところとでございます。いろいろな意見がまだ出ております。例えば母子手帳風のものとか、パスポート風になるんじゃないかとか、いろいろな形、日本語手帳といものができるのか、ペーパーメディアから情報メディアを駆使するべきだとい意見とかいろいろ出ておりますけれども、次回の国語分科会総会においては、もう少し具体的に、どういものを作成しているかといことについて御報告したいと考えております。

次にコンテンツの共有化でございす。資料3-4を御覧ください。これは各方面からかねがねいろいろ御希望の声が聞こえているところとでございます。日本語教育の現場におきまして、日本語教育に関する教材とか各種の資料が、省庁もいろいろ、団体もいろいろといこととで、数多く作成されているにもかかわらず、どこがどのようなものを提供しているか分かりにくい、縦割りと申しますか、横の連携がないような形でダブリも多いし、あるのに使えないといことになっているのではないかと、いこととから各種コンテンツ

の活用を目指して共有化することを考えております。政府の方針等でも、23年2月8日に閣議決定をされました「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や、23年3月31日に定住外国人の施策推進会議等において決定されました日系定住外国人施策に関する行動計画等につきまして、インターネット等を活用した日本語教材、日本語教育関連情報の提供が示されております。そういうことを踏まえまして、政府内外の日本語教育機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、情報を集約して横断的に利用できるシステムを資料3-4の中でまとめております。このシステムの一番大きな特徴としましては、コンテンツそのものを集めてそれを管理するのではなくて、コンテンツに関する書誌情報を搭載する、つまり、つなぐ役割をするということでございます。コンテンツ本体とか、その著作権は引き続き所有者にある、それをつなぐことによって広く日本語教育関係者に情報共有をするということでございます。1ページの(1)に検索機能ということが書いてございます。こういうことが試みられたときに、キーワードによるとか、所有者からとか、いろんな方向からそのシステムに入って情報に突き当たるというか、そういうことができるような日本語教育環境の充実を目指しております。当面は、地域で日本語教育を行っている指導者とか、コーディネーターの方々に利用していただければと考えております。今までの基礎的な調査の中で、システム稼働開始時には日本語教育関係の機関や大学、自治体、国際交流協会等が所有する様々な情報・資料のうち、資料を出していいという許可が得られたもの、大体1,500件ぐらいのコンテンツの登録を想定しております。この中には、今、御説明申し上げております「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベースも含むことにしております。今後、平成24年3月下旬を目指して、諸関係省庁、関係機関の意見も伺いながら、システムの整備方針をまとめていく予定でございます。今年度ですけれども、標準的なカリキュラム案は、年度内にインターネットを通じて利用可能になります。その他のシステムにつきましては、平成24年度中に構築して試運転を行い、平成25年度から本格的に稼働して、一般的に利用可能にする予定でございます。

また、後ほど事務局から関係予算についての説明をいただければと思います。

それからまた3-1にお戻りいただいて、その4に出ている指導力評価でございますけれども、まとめはまた後になりますけれども、指導力の評価に関しても平成23年のうちに検討を開始する予定でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について何か御質問や、御見等がございましたら、お願いいたします。

(→ 挙手なし。)

特にならぬように承りますが、これは非常に膨大な作業を伴う大きな重要な仕事でございます。特に「生活者としての外国人」の日本語教育に関しましては、いろんな方々が関わっております。そういう方々の大切な指針となるべき重要な事項だと理解しておりますので、また引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、その次に進ませていただきます。国語研究等小委員会につきまして、その審議状況を、主査を承っております私の方から御説明申し上げます。詳細につきましては、事務局に御説明をお願いしたいと思っております。

国語研究等小委員会の設置の目的であります。この小委員会の趣旨は、旧国立国語研究所において行われてきておりました業務、具体的には、国語及び外国人に対する日本語教育に関する調査研究等でございますが、その重要性に鑑みまして、大学共同利用機関へ移行した後も適切にそれが実施される、あるいは政策上活用されているかどうか、また、その業務を担う関係機関の連携体制が適切かといった点について、国語政策あるいは日本

語教育政策の観点から検討するものでございます。他方、大学共同利用機関としましては、国語に関する調査研究等が適切に位置付けられているかという観点からの検証、これは、科学技術・学術審議会学術分科会の下に、国語に関する学術研究の推進に関する作業部会が設置されておりまして、そちらで検討されるということで、この両会議が連携を図って大学共同利用機関としての国語研究所について検討を進めているところでございます。

審議の経過でございますが、本日の配布資料4-1から4-8までを御覧いただきたいと思っております。9月30日に開催されました第1回の会議は、ただ今申し上げました学術分科会の作業部会と、この国語分科会の小委員会の合同によって開催されております。第1回でございましたので、これまでの経緯について事務局より御説明がありまして、その後それぞれの会議における検討の観点が事務局から示されました。配布資料4-4及び4-5がそれでございますが、そのとおり了承されております。

次に10月13日に開催されました第2回の会議も、やはり作業部会との合同の会議となりまして、人間文化研究機構が文部科学省からの依頼に基づいて実施しました国立国語研究所の2年間の業務の実態等に関する自主検証の結果につきまして、資料4-7と4-8に基づき、金田機構長、影山国立国語研究所所長より報告が行われまして、引き続き、質疑応答がなされました。

この後ですが、10月24日に学術分科会の作業部会、それから国語分科会の小委員会は、10月31日にそれぞれ、今度は単独で開催が予定されております。通算では第3回目となる審議が予定されております。

この小委員会におきましては、国語施策や日本語教育政策等の関連から更に具体的な検証を実施する予定といたしております。その後も必要に応じてそれぞれの部会や小委員会で検討を行いまして、最終的には、両分科会の連名での報告書を作成する見通しとなっております。そのほか、審議状況の詳細につきましては、先ほど申しましたように事務局から御説明をお願いいたします。

○舟橋国語課長

それでは、お手元の配布資料4-1以降で御説明させていただきます。資料4-1から4-6までが第1回の9月30日の合同会議での配布資料でございます。資料を簡単に御説明させていただきます。

配布資料4-1は、国立国語研究所が共同利用機関に移管されるまでの経緯をまとめた資料でございますけれども、前回の国語分科会でも類似の資料を御説明しておりますので、簡単に申し上げます。平成19年12月に閣議決定によりまして、国立国語研究所を大学共同利用機関法人に移管することが決定されました。その後、科学技術・学術審議会学術分科会の下に委員会が設置されまして、人間文化研究機構に移管することが望ましいという旨が決定されたところでございます。その後、関係の法律が国会に提出されまして、21年3月に成立いたしておりますけれども、審議の過程におきまして、衆参それぞれの委員会で法案が修正の上、可決されることになりました。そして、平成21年10月1日付けで人間文化研究機構に国立国語研究所が移管したことになっております。

1枚おめぐりいただきまして、法案の修正状況でございますが、法律の附則14条と15条が新たに加わったというのが修正内容でございます。14条におきましては、国は国立国語研究所において行われておりました国語又は外国人に対する日本語教育に関する調査研究等の業務が人間文化研究機構においても引き続き維持され、充実されるように必要な措置を講じなければならないという旨を定めております。また15条でございますが、国は国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえまして、移管後2年を目途として、これは今年の10月1日になりますけれども、当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検

討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされたところでございます。この15条の規定によりまして2年間の検証を行うというのが、今回の趣旨でございます。そのほか、修正に当たっては衆参それぞれ附帯決議がなされておりますが、衆議院の附帯決議を御覧いただきますと、その第3号で「また」というのが中段にございますけれども、移管後の国立国語研究所に日本語教育事業を担当する部門を設置して更なる充実を図るということが定められたところでございます。また第4号でございますが、3行目以降に「引き続き」とございます。国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、成果の活用が図られるように努めること、将来的には国の機関とすることも含めて、組織の在り方を抜本的に検討することという趣旨の附帯決議がなされたところでございます。

次に、配布資料4-2でございますけれども、先ほど林主査から御説明がございましたように、科学技術・学術審議会の下に作業部会が設置されておりました、その設置を定めた資料でございます。裏返していただきますと、作業部会の委員の皆様の名簿が出ておりました、主査は樺山紘一委員でございます。それから専門委員といたしまして、この中で上野委員、尾崎委員、砂川委員、この3委員については、国語分科会の下に設けております小委員会でも委員をお引き受けいただいております、部会と小委員会との連携を図ることが考えられております。

配布資料4-3を御覧いただきますと、国語分科会の下に置かれた国語研究等小委員会の設置についてまとめたペーパーでございますが、2の検討事項で御覧いただけますように、移管後の国語研究所における調査研究等の業務の組織、当該業務の在り方について、検討を行うということですが、国語政策の観点から検討を行うのがこの小委員会の趣旨となっているところでございます。こちらの裏を御覧いただきますと、委員の名簿を掲げておりました、林会長に主査、西原副会長に副主査をお願いしております。

配布資料4-4、それから4-5が第1回の会議で議題となりました検討の観点でございます。4-4が学術分科会の作業部会の検討の観点でございます。先ほど御覧いただきましたが、2年を経て検討を行うことを定めた附則15条の規定を踏まえて以下の観点について検討を行うとしております。一つは、人間文化研究機構の調査・検証についてということですが、これは本日配布の資料4-8という水色の冊子をお配りしておりますけれども、これが人間文化研究機構が文部科学省からの要請を踏まえまして、自主的にこの2年間の状況を検証された成果物でございます。この人間文化研究機構の自主検証の結果につきまして、まず作業部会として検討を行うというのが一つでございます。

二つ目は学術分科会の平成20年7月の報告、「国語に関する学術研究の推進について」、この中で示された新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的な考え方に沿って、新しい国語研究所の在り方を検証するものでございます。この平成20年7月の報告については今御覧いただきました4-8のブルーの冊子の25ページ以降に掲載されております。さらに、これの30ページ、31ページを御覧いただきますと、ここで引用されております新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的な考え方がまとめられておるわけでございます。ここで基本方針から研究領域、主要事業、それから組織・運営という4点にわたってまとめられておりますけれども、ここでまとめられた基本的な考え方に沿って、新しい国語研究所の実態がどうなっているかを検討するのが観点の二つ目でございます。

なお、この報告書は、20年7月にまとめられておりますけれども、その後、先ほど御説明いたしましたように、法律が修正されて、新しく日本語教育に関する組織がセンターという形で設けられてございます。したがって、平成20年7月の報告書の中では対象になっていない日本語教育の新しくできたセンター、それが整備されたことも踏まえて同様に検討することが、「また」というところに書かれているわけでございます。

それから、3ですけれども、20年7月の学術分科会の報告における「国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関」についてということで、この報告書におきましては、そこに書いてございますように、国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関を設置することが必要であるという提言がなされております。具体的には、29ページにございます。こういうことで、中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関として整備されているかどうかという観点から検証するというところでございます。それらの検討を踏まえて今後の期待も含めたまとめをするという検討になっているところでございます。このように、学術分科会の作業部会においては大学共同利用機関としてふさわしい在り方になっているかという観点を主眼として検証がなされるということでございます。

次に、配布資料4-5でございますが、これが国語分科会の下に置かれる国語研究等小委員会における検討の観点でございます。こちらも、附則15条を踏まえてということでございますが、先ほど御覧いただきましたように、附則15条で申しておりますのは、新しい国語研究所における国語研究等に関する業務の在り方、それから業務を担う組織の在り方を検証した上で今後講ずべき措置を検討するとなっているところでございまして、それを踏まえて三つの検討課題をまとめております。

まず一つは、国語に関する調査研究等の業務の在り方についてということで、旧国語研において行われておりました国語あるいは日本語教育に関する調査研究等の業務が人間文化研究機構への移管後も国語政策あるいは日本語教育政策の企画立案の観点から、適切に実施されているかということで、一つは国語研究所において行われている業務の成果が国の政策に適切に活用されているかどうかということ、それからもう一つは、国立国語研究所は学術研究機関となりましたが、国立国語研究所以外の、例えば大学などの研究機関、それから、さらに、国においても、先ほど御説明にありましたけれども、例えば標準的なカリキュラムについて審議会で御検討いただくということがございますので、国自身の研究、それから大学等の研究機関の研究も含めて、国全体として政策に必要な調査研究が適切に行われているかどうかを検証していただくということが1点目でございます。

2点目は、組織の関係で、当該業務を担う機関等の連携体制の在り方についてということでございます。国立国語研究所の新しい組織そのものについては、先ほどの学術分科会で検証があるということでございますので、国語分科会の下の小委員会におきましては、政策的な観点から必要な研究が適切になされるように、それを担う関係機関の連携体制が適切になっているかどうかを検証していただくということを述べております。

3番目は、1、2の検証を踏まえまして、今後どのような措置を講ずべきかということについて御検討いただくという形になってございます。

9月の第1回目の合同会議においては、配布資料4-4、4-5をそれぞれ事務局から御説明いたしまして、作業部会、小委員会で御了承をいただいたところです。

当日の質疑におきまして1点御質問がございまして、先ほど御紹介した附帯決議の中に、「将来的には国の機関とすることも含めて組織の在り方を抜本的に検討すること」という規定があるわけでございますけれども、この作業部会や、小委員会での検証にはそういう視点も含まれるのかどうかという御質問がございました。これについては、事務局から、作業部会、小委員会においては、まずは、それぞれ大学共同利用機関の観点、又は、国語政策の観点から適切な調査研究等が行われているかどうかについて検証を行っていただきたい、との説明がございました。

次に、第2回の10月の会議の御説明をさせていただきます。第2回の会議における配布資料は本日の配布資料4-7と4-8でございます。4-8が先ほど申しましたように自主検証結果の報告書本体でありますけれども、それを踏まえて4-7ということで、

国立国語研究所においてポイントをまとめていただきまして、主に4-7に沿って、影山所長、また金田機構長から御報告があったということでございます。

簡単にその概略を御報告させていただきますと、4-7の頭でございますように、調査・検証の視点はこの1)~6)の項目に沿って検証しましたということでございます。1枚めくっていただきまして、新国語研の組織図がございますけれども、先ほども申し上げましたが、附帯決議の中で日本語教育について担当する部門を設置するということが示されたことを踏まえまして、新国語研の組織といたしましては、ピンク色の一番下のところですけれども、日本語教育研究・情報センターという組織が設けられて、日本語教育について適切に取り組んでいるという御説明がございました。あと、検討の視点ごとの検証結果でございます。ちょっと小さくて申し訳ないんですが、6ページになります。資料・情報の収集・整理・発信ということでございますけれども、資料・情報の収集については海外の図書資料等も含めた広範な資料を収集しているという御説明がございました。1枚めくっていただきまして、情報発信という観点からは新しく研究情報資料センターというセンターにおいて一元的に情報発信を行っているということ、それから特に5番目の「・」ですけれども、旧国語研時代から引き継いだ様々なデータベースがございます。これを承継して公開しているという御説明がございました。それから次に、調査研究の観点ですけれども、10ページになります。共同研究ということで、基幹型、領域指定型、独創・発展型、萌芽・発掘型という四つのカテゴリーで進めているという話がございました。次のページを御覧いただきます。連携ということについては、4研究系と3センターが有機的に連携を図っているという説明がございました。以下、研究の内容につきまして、旧国語研からどういう形で研究が承継され、また新たに追加されているかということについて御説明があったわけですが、国民の言語生活に関する調査研究という点では、この12ページにございますし、14ページの上にはコーパスとの関係の資料がございます。全体として、旧国語研の業務を承継しながら、新規に充実も図っているという御説明でございました。

14ページ以降が日本語教育についての説明でございます。14ページの枠の中にもございますように、日本語教育研究・情報センターにおきましては旧国語研の調査研究を承継し、充実させるとともに、新たに幅広い学問領域と連携しながら新しいプロジェクトを進めているという御説明がございまして、具体的には次のページを御覧いただきたいと思っております。16ページの上にあります。多文化共生社会における日本語教育に関するプロジェクトを「基幹型共同研究プロジェクト」として、新しく始めているということです。四つのサブプロジェクトがあるわけですが、16ページの下段を御覧いただきますと、このうちの三つのプロジェクトについては、旧国語研からの研究をそれぞれ承継して発展させるものであるということでございます。さらに、17ページを御覧いただきますと、もう一つのサブプロジェクトですけれども、これは新国語研において新規に展開するものであるということでございます。それから18ページの下に、日本語教育に関して新規に三つのプロジェクトを立ち上げているという御説明がございました。

このように国語、日本語教育、いずれにおいても旧国語研からの事業を承継しつつ新規の事業の充実も図っているという御説明でございました。

次に、24ページを御覧いただきたいと思っております。政策への貢献という項目がございます。新国語研は学術研究機関となったわけですが、政策にも貢献し得る学術研究、基礎研究を通じて研究者が主体性を持って省庁に協力して研究成果を還元するという方向性が説明されまして、次の25ページを御覧いただきますと、具体的にどういう貢献をしているかということが示されています。文化庁からの委託研究を受託して、具体的には22年度に方言関係の調査を委託しておりますけれども、こういった研究で協力している、また先ほど西原副会長からも御報告がありましたけれども、外国人に対する標準的なカリキュラム

案、これは日本語教育小委員会で作成いただいたわけですが、その検討過程においては、旧国語研から承継された研究成果を、その作成のための活用に供しているという説明がございました。

そのほか、研究所が行っている研究成果について文化庁に情報・成果を提供とありますが、これについては定期的に研究所から文化庁に様々な御説明を頂いております。

国語分科会等への参加ということで、国語分科会のワーキンググループの協力者でございませうとか、様々な政策懇談会等への参加を頂いておりますが、そういった協力をしているという御説明でございました。

最後に、27ページ、28ページでございませうが、組織、予算の関係につきましては、組織については先ほど申し上げましたが、日本語教育の関係のセンターを設置しまして、その体制の強化を図っているということでございました。予算の関係では、日本語教育についても所要の予算措置がされております。旧国語研時代の日本語教育関係経費は7,100万円ということでございませうが、新国語研では5,800万程度とありますけれども、旧国語研時代に終了した事業が1,400万ほどあるということですので、それを引きますと同額かそれ以上の予算措置が図られている、また先ほど申し上げましたが新規のプロジェクトも立ち上げられているということで、組織・予算面においても必要な措置がなされているという御説明があったところでございませう。

そういった御説明に対しまして、質疑・応答があったわけでございませう、主なものを御紹介させていただきたいと思っております。まず報告書の中で、具体的には10ページなんですけれども、研究所の名称につきまして、今は国立国語研究所ですけれども、国立日本語研究所への変更を検討することが将来的には必要であると書かれているわけです。それについてどう考えるかという御質問がございませう、機構としては将来的には日本語研究所になることが適当であると考えているけれども、現在は法律で規定されているということもあり、当面は国立国語研究所で行かざるを得ないということでございませう。英語名においては、Japanese Languageということで、既に「日本語」としているという御説明がございました。

それから、日本語教育研究について、先ほど御覧いただきました附則の中で、引き続き維持・充実をすることが必要だと書いてありますけれども、日本語研究だけではなくて日本語教育研究についてどのように考えるかという御質問がございました。これについては、日本語教育に関する研究につきましてもセンターを設立し、所の研究事業の三本柱の一つとして、重要なものとして位置付けて実施していくという御説明がございました。

また、先ほど資料で御覧いただきましたけれども、学術分科会と国語分科会で検討の視点が若干違っているわけでございませう。これについて、どのように整理を図るのかという御質問がございました。国立国語研究所は学術研究機関となりましたので、基本的には研究者の主体性に基づいて研究が行われることとなりますが、その研究結果について政策的に活用できるデータの提供は行っていきたいという御説明がございました。

それから、日本語教育については先ほど御説明いたしましたようにセンターとして設置されているわけですが、研究系と位置付けることは考えられないかという質問がございました。これについては、将来的には研究系に持っていきたいという回答がございませう、その前段階として来年4月には新たに専任の二人の教授に着任していただいて体制強化を図るという御説明がございました。

そのほか、主なところで申し上げますと、国立国語研究所は最先端の研究に取り組んでいるが、最近の社会や世界の動向を捉えた研究も重要である、そういう研究課題の設定については、どういう体制で行っているのかという質問がございました。これに対しては、例えば、今回の震災に際して、国立国語研究所としてどのようなことができるか、所内で

検討を行って、東北地方の方言について、他地域から援助に来られた方には理解しにくい擬態語などについて研究成果を提供するといった取組を行ったことが紹介され、所内において、そういう社会の動向も踏まえた研究を行う体制になっているという御説明がございました。

あと、第三者評価のシステムについてはどのようになっているかという御質問がございまして、これにつきましては、国立大学法人と同様に中期目標に基づいて6年ごとに評価を行うことになっているという御回答がございました。

以上が、第1回、第2回の作業部会・小委員会の審議の概要の御説明でございます。

最後に、恐縮ですが資料4－6を御覧いただきたいと思います。先ほど林分科会長から御説明がありましたように、今後、作業部会、小委員会で更に検討を重ねまして、最終的には学術分科会、国語分科会の合同の報告書をまとめていただきたいと考えております。この場合、本来ですと、分科会にお諮りをして報告書を固めていくことが必要となるわけですが、次回の分科会は来年1月の予定になっております。日程的にそれ以前に分科会を再度設定することが非常に難しい状況になっておりますので、恐縮でございますが、11月末から12月にかけて、問題点整理小委員会、日本語教育小委員会がそれぞれ予定されております。本分科会の委員の皆様はどちらかの小委員会に所属いただいておりますので、できましたらそれぞれの小委員会におきまして報告書の案を御報告いたしまして、御了解いただければ、それをもって分科会のクレジットで確定させていただくことがお願いできないかと思っております、その点についても、本日御了解いただければと思っております。

以上でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等がありましたらお願いいたします。(→ 挙手なし。)

それでは、これで国語研究等小委員会に関する御報告を承ったということで、この件に関しては終了させていただきたいと思っております。なお、小委員会のまとめにつきましては、ただ今、舟橋国語課長から御説明がありましたとおり、時期的に改めて国語分科会を開催することが困難でございますので、11月28日の問題点整理小委員会、それから11月29日の日本語教育小委員会の両小委員会で御了承いただくという手段を講じまして、そこで御了承いただければ、それをもって、国語分科会の了承という取扱いにさせていただきたいと思っております。この点についてはここでお諮りして御了承いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。(→ 国語分科会了承。)

ありがとうございました。では、そのような運びにさせていただきます。

それでは、その次に進ませていただきます。平成24年度の概算要求についてでございますが、事務局からこれについて御説明をお願いいたします。

○舟橋国語課長

配布資料5を御覧いただきたいと思っております。平成24年度の国語・日本語教育関係の概算要求の概要をまとめております。

配布資料5が国語関係の概算要求の全体像でございます。ピンク色で囲っております部分が前年度からの継続事業ということで、こちらは総額約600万円ほど減になっておりますけれども、これは裁量的経費について、対前年度比で10%削減するということがございまして、事業の推移等を見ながら可能な範囲で効率化等を図っているということでございます。そこにございます調査研究、これは「国語に関する世論調査」の関係でございます。

それから国語問題研究協議会の開催、また方言に関する調査研究、国語施策情報システムの更新、これらについて必要な形で引き続き実施していきたいと考えております。

今回新規に、右下に紫色で囲んでおりますけれども、復旧・復興対策として、被災地域の特色ある方言の保存・継承についての調査を要求しております。これについては、この資料の3枚目を御覧いただきたいと思っております。御案内のとおり東北地方には、様々な特色ある方言がございます。方言は、地方文化の基盤にもなる非常に重要なものであることから、今年7月に政府の復興対策本部で取りまとめられた復興の基本方針の中でも、方言の再興等を支援するということが掲げられたところがございます。それを踏まえて必要な調査を行いたいということでございます。今年度につきましては、既存の方言関係の調査経費がございます。それを振り替える形で東北地方の方言の実態について事前調査ということで調査を行っております。これは、東北大学に委託する形で実施いたしております。過去に東北大学で既に調査されたデータがございますので、それとの比較とかシミュレーションなどを行っていただいております。24年度からは本格的なアンケートやヒアリング調査を行いたい、それから、その調査結果に基づいたシンポジウムなどを行いたいと考えておまして、そのために必要な経費ということで、1億5,000万円ほど要求しているということでございます。この調査結果を踏まえて、できれば25年度には、方言の保存・継承のためにどういう支援が必要かということも検討して、対応していきたいと考えております。

以上が国語関係の概算要求の概要でございます。もう1枚おめくりいただきますと、日本語教育関係の概算要求をまとめております。これも上の方の緑色で囲んでいるのが継続事業となっております。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について、こちらもう少し経費が減っておりますが、過去に執行残等もございますので、そういうことで効率化を図りながら、必要な事業は維持できる形で要求させていただいております。

24年度につきましては、先ほど御説明がありました標準的カリキュラム案やガイドブックなど、本分科会でお取りまとめいただいた成果物を生かす形で、それを踏まえた日本語教室の設置などを行っていただくところに委託という形で、事業をお願いしていきたいと考えております。

このほか、省庁連携のために検討会議や、先ほど西原副会長から御説明いただきましたコンテンツ事業などを実施していく予定にしております。そのほか難民に対する日本語教育、また日本語教育に関するいろいろな調査についても継続して行うということでございます。新規といたしまして、これは日本再生重点化措置の中で、多文化共生社会実現のための日本語教育推進体制の整備を新たに要望しております。

1枚めくっていただきますと、コンテンツ共有化推進事業のポンチ絵でございますが、内容につきましては、先ほど西原副会長から御説明いただいたものでございます。中段にございますけれども、先ほどの御説明にございましたように、今年度については審議会でまとめていただいた標準的なカリキュラム案、これをデータベース化いたしまして、インターネットでいろいろ検索できるような形で提供していきたいという事業内容でございます。24年度につきましては、このシステムそのものを構築いたしまして、年度内に試運転を行うために増額を図りまして、900万円ということで要求させていただいているところでございます。

最後に6ページを御覧いただきたいと思っております。これが日本再生重点化措置として要望しているものです。これは、今回の震災で外国人の方が孤立するという報告もございまして、地域全体として外国人をコミュニティの中で受け入れていくことが必要であることから、言わば面としての支援を図っていくことが必要ではないか、そのために地域における日本語教育の体制を整備していくために必要な措置を講じていくことを考えてい

るものでございます。柱としては、一つは、地域の日本語教育の核となる、コーディネーターの配置に必要な経費を措置する、それから連携体制の整備ということで、地域の日本語教育を行うために様々な機関があるわけですけれども、そういった諸機関が連携するような体制を設けていただくための経費を計上しております。さらに、そういった体制を整えた上で、地域においていろいろな創意工夫に基づいて日本語教育を柱としながら外国人を地域で取り込んでいくためのいろいろな取組を行っていくための事業を行う経費を計上しております。

これは、モデル事業ということで全国22か所で委託を行っていきたいと考えています。この委託事業を進めながら、実態を踏まえて、総合的な日本語教育の推進体制のモデルについて研究をしていただく調査研究の経費も計上しているところでございます。

以上でございます。

○林分科会長

それでは、ただ今の御説明について御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。(→ 挙手なし。)

本日の予定は以上でございますが、ほかに何か、委員の方々の中から取り上げるべきことがございましたらお願いいたします。もしないようでしたら本日の協議についてはここで終了させていただきたいと思っております。何かございますでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、これで第47回文化審議会国語分科会を終了させていただきます。本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。